

## 家計調査の標本活用について

今回の全国消費実態調査では、統計精度を維持しつつ調査負担の軽減及び調査事務の省力化を図るため、全国消費実態調査の調査期間における家計調査の家計簿等を全国消費実態調査の集計に用いる方向で検討する。

具体的には、収入・資産に係る結果精度の向上を目的としてロング・ショートフォーム方式を導入し、家計簿の調査世帯を約 56,400 世帯から約 47,100 世帯に縮小する。さらに、全国消費実態調査の調査期間における家計調査の調査世帯 5,900 世帯を対象世帯に組み込み、全国消費実態調査における家計簿の調査世帯は約 41,200 世帯とする。

この場合、家計調査の回答のみでは、全国消費実態調査の回答として欠測となる事項（以下「欠測事項」という。）がある。また、両調査で調査時点が異なる調査票があるため、これらへの対応が課題となる。

なお、家計調査の調査世帯（二人以上の世帯）の一部は、従前と同様、個人収支簿による調査の対象とし、当該調査世帯は、全国消費実態調査の調査期間中に家計調査の調査終了月を迎える世帯（全国消費実態調査の調査開始月が家計調査の 5 か月目及び 6 か月目に該当する世帯）から選定することとする。

### 1. 欠測事項について

#### (1) 世帯票の欠測事項

次回全国消費実態調査の調査項目のうち

- ①就学状況
- ②就業時間
- ③要介護・要支援認定者の有無及び介護サービスの利用状況
- ④住居の構造
- ⑤共同住宅の建物階数・住居階数
- ⑥地代支払の有無
- ⑦毎月の家賃支払額・住宅ローン返済額
- ⑧現住居以外の所有する住宅及び土地

が、家計調査の世帯票からは欠測となる。

#### (2) 年収・貯蓄等調査票のうち年間収入等に関する欠測事項

次回全国消費実態調査の調査項目のうち、世帯主の年間収入について

- ①家賃・地代の年間収入
- ②社会保障給付金（公的年金・恩給以外）
- ③企業年金
- ④個人年金受取金
- ⑤利子・配当金
- ⑥その他の年間収入

が、家計調査の年間収入調査票では、一括して「その他の年間収入」となり、内訳が欠測となる。

また、上記の収入のほか、a)勤め先からの年間収入、b)農林漁業収入、c)内職などの年間収入、d)家賃・地代の年間収入、e)公的年金・恩給を含め、世帯主以外の

世帯員の年間収入は、一括して「他の世帯員」にまとめられ、

⑦世帯主の配偶者

⑧他の世帯員（65 歳未満）

⑨他の世帯員（65 歳以上）

による内訳が欠測となる。なお、単身世帯については、⑦～⑨の欠測は生じない。

さらに、仕送り金について

⑩親族から仕送りをしてもらった額

⑪親族などに仕送りをした額

が、家計調査の年間収入調査票からは欠測となる。

### (3) 年収・貯蓄等調査票のうち金融資産・負債に関する欠測事項

次回全国消費実態調査の調査項目のうち、貯蓄現在高について

①投資信託

②株式

③債券

が、家計調査の貯蓄等調査票では、a)株式・株式投資信託、b)債券・公社債投資信託の内数として分かれ、それぞれ単独の値としては欠測となる。

なお、単身世帯においては、金融資産・負債のすべての項目が欠測となる。

## 2. 調査時点の取り扱いについて

家計調査はローテーション・サンプリングにより調査世帯を選定し、二人以上の世帯は6か月間、単身世帯は3か月間、継続して調査を行っているため、全国消費実態調査の2か月の調査期間において、同調査の調査対象とする世帯（個人収支簿による調査の対象世帯を除く）は、

### ① 調査期間が9月・10月の場合

家計調査の調査開始月が

二人以上の世帯にあつては6月から9月までの世帯

単身世帯にあつては8月及び9月の世帯

### ② 調査期間が10月・11月の場合

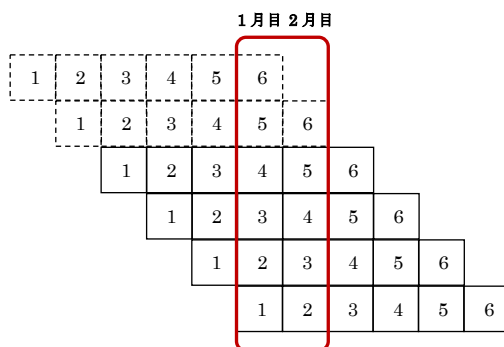
家計調査の調査開始月が

二人以上の世帯にあつては7月から10月までの世帯

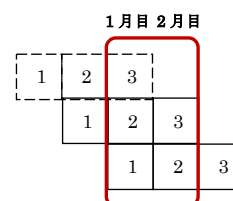
単身世帯にあつては9月及び10月の世帯

となる。

二人以上の世帯



単身世帯



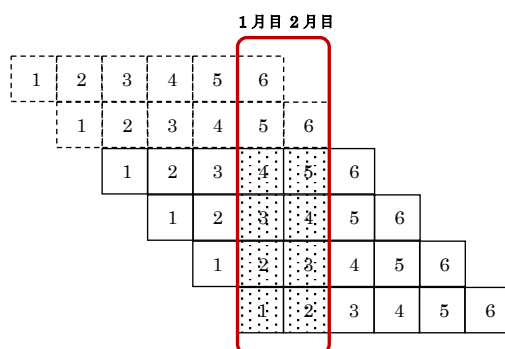
この場合、統合集計に用いる家計調査の家計簿、年間収入調査票、貯蓄等調査票は次のとおりとなる。

### (1) 家計簿

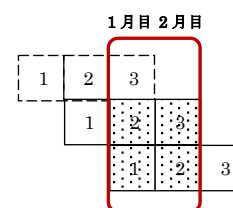
二人以上の世帯は、全国消費実態調査の調査開始月において、家計調査の調査開始月が1か月目から4か月目の世帯の家計簿を用いる。

単身世帯は、全国消費実態調査の調査開始月において、家計調査の調査開始月が1か月目及び2か月目の世帯の家計簿を用いる。

二人以上の世帯



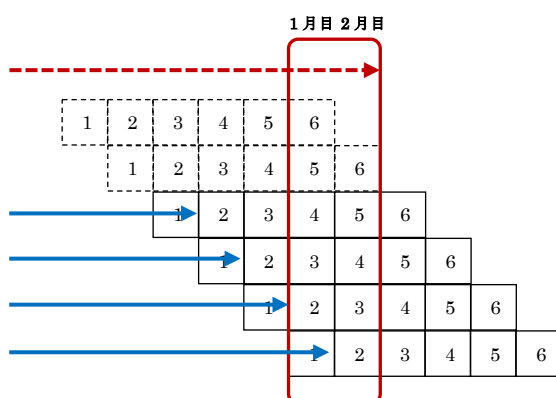
単身世帯



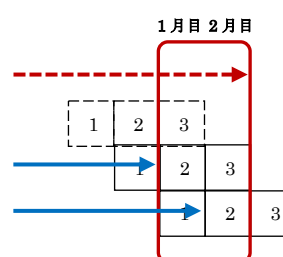
### (2) 年間収入調査票

全国消費実態調査は記入終了月を含む過去1年間の収入を調査し、家計調査は調査開始月を含む過去1年間の収入を調査しているため、全国消費実態調査の記入終了月を基準とする場合、家計調査の二人以上の世帯にあつては把握対象時点に1か月から4か月、単身世帯にあつては1か月及び2か月のずれが生ずる。

二人以上の世帯



単身世帯



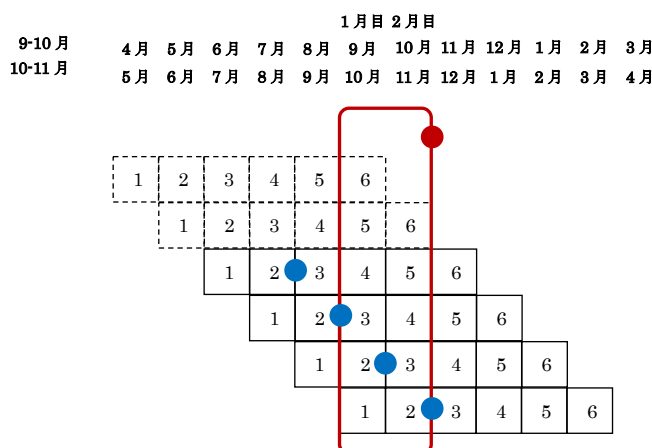
### (3) 貯蓄等調査票

全国消費実態調査は記入終了月末現在の資産・負債を調査し、家計調査の二人以上の世帯は調査開始3か月目の月初現在（調査開始2か月目の月末現在）の資産・負債を調査しているため、全国消費実態調査の記入終了月末を基準とする場合、家

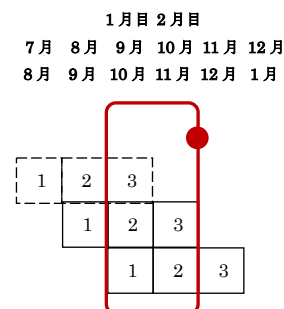
計調査の二人以上の世帯にあってはその4分の3の世帯において、把握対象時点に1か月から3か月のずれが生じる。

また、調査期間が9月・10月の場合は、貯蓄が一時的に増加する夏季ボーナス時の貯蓄が含まれることとなる。

#### 二人以上の世帯



#### 単身世帯



### 3. 対応について

#### (1) 欠測値への対応

全国消費実態調査の調査世帯のうち家計調査の調査世帯について、次の項目を掲げる調査票（二人以上の世帯及び単身世帯で別様式。別紙参照）を用い、家計調査の調査員を通じて配布・回収する。

- ア 世帯主（又は配偶者）の就学状況
- イ 世帯主（又は配偶者）の就業時間
- ウ 要介護・要支援認定者の有無及び介護サービスの利用状況
- エ 現住居以外の所有する住宅及び土地
- オ 次に掲げる年間収入額
  - ・家賃・地代の年間収入
  - ・社会保障給付金（公的年金・恩給以外）
  - ・企業年金
  - ・個人年金受取金
  - ・利子・配当金
- カ 親族から仕送りをしてもらった年間収入額
- キ 親族などに仕送りした年間支出額
- ク 金融資産・負債に関する現在高（単身世帯に限る）

なお、上記のほか、

- ケ 住居の構造
- コ 共同住宅の建物階数・住居階数

について、調査員調査事項として調査する。

## (2) 調査時点への対応

### ① 年間収入調査票関係

時点の違いによる差異は大きくなく、全国消費実態調査の調査時点での回答とみなして取り扱う。

### ② 貯蓄等調査票関係

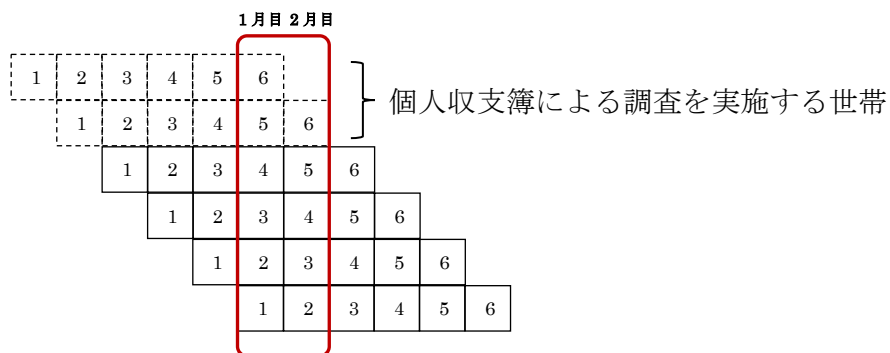
勤労者世帯については、家計調査の調査開始3か月日以降の家計簿から算出される金融資産・負債の純増減額で加除し、全国消費実態調査の調査時点の値とする。

また、家計調査の貯蓄等調査票について、「投資信託（時価）」及び「うち株式信託を含む投資信託（時価）」を加え、「株式・株式投資信託（時価）」を「株式」に、「債券（額面）・公社債投資信託（時価）」を「債券（額面）」に改め、調査開始月が7月（貯蓄等調査の実施時期：9月）以降の調査世帯から適用することを検討する。

## (参考) 個人収支簿による調査について

調査対象は、家計調査の調査対象世帯（二人以上の世帯）のうち、全国消費実態調査の調査期間中に家計調査の調査終了月を迎える世帯（全国消費実態調査の調査開始月が家計調査の5か月目及び6か月目に該当する世帯）から選定する。

二人以上の世帯



## 全国消費実態調査における家計調査標本の活用について

次回全国消費実態調査において、同調査の調査期間における家計調査の調査世帯を全国消費実態調査の対象世帯に組み込むことで、都道府県が実施する 家計調査の調査世帯に対し追加の調査票の配布・回収を行う必要が生じるものの、それ以上の規模の事務量に相当する 市町村の事務負担軽減を図ることが可能となる。

家計調査標本の活用の有無別事務比較

|          | 活用しない場合                             | 活用する場合                                                |
|----------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 調査実施主体   | 市町村                                 | 都道府県                                                  |
| 調査単位区設定  | 490 調査単位区                           | 無し<br>※既存の調査世帯を対象とするため、追加的な調査単位区の設定、調査員の配置、調査世帯の選定は不要 |
| 調査員の配置   | 490 人                               | 無し                                                    |
| 調査世帯の選定  | 5,900 世帯                            | 無し                                                    |
| 代替世帯の選定  | 有り                                  | 無し                                                    |
| 配布・回収調査票 | 世帯票（1枚）<br>家計簿（2冊）<br>年収・貯蓄等調査票（1枚） | 家計調査世帯用調査票（1枚）<br>※家計調査の訪問時に調査票を配布・回収                 |
| 調査期間     | 2 か月                                | 0.5 か月                                                |